

平成31年（令和元年）

上砂川町議会議録

平成31年第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成31年第2回臨時会

(4月26日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第16号 財産の取得について(原案可決)	3
議案第17号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)(原案可決)	4
閉会の宣告	6

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		4.26
1	小澤一文	○
2	越前等	○
3	伊藤充章	○
4	吉川洋	○
5	数馬尚	○
6	堀内哲夫	○
7		
8	高橋成和	○
9	大内兆春	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		4.26
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○
技 師 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 臨
		4.26
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○
主 査	佐 藤 友 歌	○

平成 3 1 年

上砂川町議会第2回臨時会会議録（第1日）

4月26日（金曜日）午前10時00分 開会
午前10時12分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4月26日 1日間
- 第 3 議案第16号 財産の取得について
- 第 4 議案第17号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）

○会議録署名議員

6番	堀	内	哲	夫
8番	高	橋	成	和

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成31年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、堀内議員、8番、高橋副議長を指

名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第16号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第16号 財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第16号 財産の取得について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、じん芥収集車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第16号について内容の説明をいたし

ます。

このたびの議案は、じん芥収集車を更新、取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格1,500万円以上の財産の取得につきまして審議をお願いするものであります。

現在のじん芥収集車は、平成17年3月に取得したもので、取得後14年が経過し、老朽化が著しいことから更新するため、本年第1回定例会におきまして北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し、取得すべく債務負担行為及び割賦償還金の議決をいただいたところであります。

備荒資金組合から委任を受け、北海道いすゞ自動車株式会社空知支店と北海道日野自動車株式会社空知支店の2社による指名競争入札を去る4月18日に執行し、北海道いすゞ自動車株式会社空知支店が落札いたしました。

契約につきましては、備荒資金組合と販売会社との間で売買契約書が取り交わされ、上砂川町は備荒資金組合からの車両譲渡を受け、取得するものであります。

新しく取得するじん芥収集車の概要でございますが、車両の規格は全長7,025ミリメートル、全幅2,245ミリメートル、全高2,760ミリメートル、総排気量5,193cc、出力が210馬力の車両で、架装部分は左右2層式、積載容量合計が8.4立方メートルで、2種類のごみを圧縮しながら同時に収集できる構造であり、現在の車両とごみの積載能力は同等でございます。

取得金額につきましては、車両代金1,248万1,549円に消費税124万6,437円を加えた1,372万7,986円に備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額となります。

また、納期につきましては令和2年2月28日となっており、この後議会の議決をいただきまして契約を締結する予定でございます。

なお、既存のじん芥収集車につきましては別途売却を予定しておりますので、ご理解願います。

それでは、本文に参ります。次の財産を取得する。

- 1、取得の種類及び数量、じん芥収集車1台。
- 2、取得の内容、譲渡。

3、取得金額、車両代金1,372万7,986円（消費税含む）に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第16号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 財産の取得については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第17号

○議長（大内兆春） 日程第4、議案第17号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第17号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成31年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,570万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年4月26日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第17号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、17款繰入金5,920万円の追加で、1億1,450万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

19款町債5,490万円の追加で、3億5,600万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が1億1,410万円の追加で、30億1,570万円となります。

2、歳出、2款総務費1億1,410万円の追加で、3億6,363万9,000円となります。

1項総務管理費1億1,410万円の追加で、3億2,503万1,000円となります。

歳出合計が1億1,410万円の追加で、30億1,570万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、役場庁舎西館除却事業、限度額5,490万円、起債

の方法、普通貸借又は証券発行、利率4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項13目役場庁舎建設費1億1,410万円の追加で、1億3,510万円となります。15節工事請負費は、5月中旬までに所有者から無償譲渡を受ける旧郵便局については西館の除却工事を円滑に進めるため除却することとし、跡地に公用車の車庫スペースを配置することで来客者の駐車スペースも広くとれることから除却費として4,300万円、西館除却費として6,100万円、西館除却に伴い電話交換機や防災無線などを東館に移設する工事費として1,010万円計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、17款1項1目基金繰入金5,920万円の追加で、1億1,450万円となります。公共施設等整備基金を繰り入れするものであります。

19款1項1目総務債5,490万円の追加で、1億7,560万円となります。公共施設等整備事業債の計上であります。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第17号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本臨時会に付託されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成31年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和